

所定疾患施設療養費算定状況

入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、令和6年4月の介護報酬改定で、肺炎や尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪の疾病を発症した場合の施設内での対応について、以下の要件を満たした場合の評価が見直されています。医療・介護を切れ目なく提供し入所者様が安心して過ごしていただける様に当施設では所定疾患施設療養費を適切に算定していますので、前年度の治療の実施状況について公表します。

算定要件（Ⅰ・Ⅱ）

- 対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全の憎悪
 - 上記の疾病により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続するⅠの場合は7日 Ⅱの場合は10日を限度とし、月1回に限り算定するものである。その為、1月に連続しない1日を7回もしくは10回算定することは認められないものであること。
 - 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
 - 肺炎および尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
 - 慢性心不全の憎悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものであること。ならびに常用する内服薬を調整するのみの場合は算定できないこと。
 - 診断名、診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等（近隣の医療機関と連携し実施した検査、処置等を含む）を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用については、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
 - 算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。（前年度の当該加算の算定状況）
 - 介護老人保健施設の医師が感染対策に関する内容を含む研修を受講していること。
- ※下線部分は当該加算Ⅰに加え、当該加算Ⅱに必要な要件

令和6年度

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎Ⅰ	人 数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肺炎Ⅱ	人 数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症Ⅰ	人 数	／	0	2	2	1	1	0	1	0	0	1	1
	治療日数	／	0	12	12	4	1	0	6	0	0	5	7
尿路感染症Ⅱ	人 数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹Ⅰ	人 数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹Ⅱ	人 数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎Ⅰ	人 数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎Ⅱ	人 数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性心不全 の憎悪Ⅰ	人 数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	治療日数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
慢性心不全 の憎悪Ⅱ	人 数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	／	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
治療日数 合計		／	0	12	12	4	1	0	6	0	0	5	11